

東大阪市物品購入等入札及び契約に係る情報の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における物品の購入及び修繕並びに製造の請負（以下「物品購入等」という。）に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、情報を公表することについて必要な事項を定める。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第2条 本市が行う物品購入等の入札及び契約について必要である次に掲げる事項を公表する。

本市入札参加有資格者名簿

2 本市が物品購入等（発注予定金額が東大阪市財務規則第108条の2各号に定める額を超える案件。）の契約を締結したときは、当該案件ごとに、次の各号に掲げる事項を公表する。

一 一般競争入札を行った場合

ア 入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

イ 入札者の商号又は名称及び入札金額

ウ 落札者の商号又は名称及び落札金額

エ 件名、入札日程、契約日、納期日、所管課、種別及び概要

二 指名競争入札を行った場合

ア 指名した者の商号又は名称

イ 入札者の商号又は名称及び入札金額

ウ 落札者の商号又は名称及び落札金額

エ 件名、入札日程、契約日、納期日、所管課、種別及び概要

三 随意契約を行った場合

ア 契約の相手方の商号又は名称

イ 随意契約とした理由

ウ 随意契約の適用条項

エ 契約金額

オ 件名、契約日、納期日、所管課、種別及び概要

3 前項の物品購入等について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、変更後の契約に係る同項に掲げる必要事項及び変更の理由を公表する。

4 第2項又は第3項の規定により公表した事項については、少なくとも、契約を締結した日の翌日から起算して一年間が経過する日まで閲覧に供する。

(入札及び契約関係要綱等の公表)

第5条 本市が行う物品購入等入札及び契約に係る要綱等について必要に応じ公表する。

(入札参加停止の公表)

第6条 本市が東大阪市入札参加停止要綱により入札参加停止を行ったときは、次の各号に掲げる事項を公表する。

- 一 入札参加停止を受けた者の商号又は名称
- 二 入札参加停止の期間
- 三 入札参加停止の理由
- 四 適用条項

2 閲覧に供する期間は、入札参加停止期間満了日の当該年度の3月31日までとする。

(公表方法)

第7条 物品購入等入札及び契約に係る情報の公表は、財務部調度課において公衆の閲覧に供する方法によるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、物品購入等入札及び契約に係る情報の公表について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より適用する。